

富山県合同輸血療法委員会設置要綱

(設置)

第1条 富山県は、富山県内の医療機関における安全かつ適正な輸血療法の推進を図るため、富山県赤十字血液センターの協力の下、富山県合同輸血療法委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事業)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 輸血療法に関する調査及び研究
- (2) 輸血療法に関する研修及び講演会の開催
- (3) 輸血療法に関する情報交換
- (4) その他、安全かつ適正な輸血療法に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 25 名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者から知事が委嘱する。

- (1) 富山県内医療機関の輸血療法委員長
 - (2) 富山県内医療機関の輸血担当医師及び輸血業務担当者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 富山県赤十字血液センター職員
 - (5) その他委員会の運営のために必要と認められる者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 人事異動等により委員が交代した場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門の事項に係る必要な事業を企画し実施するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置及び実施すべき事業は、委員長が委員会に諮って定める。
- 3 専門部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 4 専門部会に専門部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。
- 5 専門部会長は、専門部会の会務を掌理する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、厚生部薬事指導課及び富山県赤十字血液センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものを除くほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。